

## 小竹町新多定住促進住宅指定管理者募集要項

### 「指定管理者募集の目的」

小竹町では、町の定住人口の確保を図るため、効率的な施設運営と行き届いた居住者サービスの向上を目的として、次のとおり指定管理者を募集します。

### 「施設の概要」

- |        |  |
|--------|--|
| 1 名称   | 小竹町新多定住促進住宅  |
| 2 所在地  | 小竹町大字新多462番地14   |
| 3 施設概要 | 鉄筋コンクリート造5階建2棟（延床面積5,021.81㎡）<br>1戸あたりの間取り3DK（53㎡） 80戸 |

### 「指定管理者が行う業務及び管理の基準」

指定管理者が行う主要な業務及び管理の基準は次のとおりです。

- 1 主要な業務
  - ① 定住促進住宅の管理運営に関すること。
  - ② 定住促進住宅に付属する機械・備品・設備の維持管理に関すること。  
なお、具体的業務内容及び履行方法は仕様書等による。
- 2 管理の基準
  - ① 定住促進住宅の管理運営について、毎年4月1日から翌年3月31日を基準会計年度とする。
  - ② 個人情報の保護・・・業務上取得した利用者等の個人情報を適切に取扱うこと。

### 「指定の期間」

新規の場合・・・平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間  
継続の場合・・・平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間  
再継続の場合・・・平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

### 「利用料金」

定住促進住宅については、承認家賃を適用するものとします。

### 「管理費用」

管理費用については、町が別途定めて支払うものとします。

### 「申請の資格」

- 1 宅地建物取引主任者を有する法人又は団体であること。（個人での申請は不可）
- 2 平成27年1月1日現在、小竹町、鞍手町、宮若市、直方市及び飯塚市に本社、営業所又は事業所等を有する者であること。
- 3 法人、団体又は代表者が次の事項に該当しないこと。
  - (1) 破産者で復権を得ない者
  - (2) 法律行為を行う能力を有しない者
  - (3) 平成27年1月1日現在、小竹町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている法人又は団体

- (4) 「町税又は市税、県税、国税（法人税を含む。）」を滞納している法人又は団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人又は団体

### 「申請書類等」

指定管理者の指定を受けようとする法人又は団体は、申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に町長に提出すること。

- 1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定の期間内における事業計画書及び収支予算書
- 2 法人にあっては、定款の写し及び登記簿の謄本の写し、その他の団体にあっては規約その他これに類する書類
- 3 役員及び社員の名簿及び経歴書
- 4 指定申請書を提出する日の属する年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- 5 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の法人等の財産目録、貸借対照表、収支決算書及び損益計算書
- 6 納税証明書
  - ① 「町税又は市税、県税、国税（法人税を含む。）」
  - ② 消費税又は地方消費税
- 7 ISO14001を認証取得している場合は登録証の写し
- 8 宅地建物取引主任者資格証の写し
- 9 その他町長が必要と認める書類
- ※ 1 証明書類は、証明年月日が申請書提出時に3か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。
- ※ 2 従業員を確認するため社会保険加入届の控又は確認通知書、源泉徴収簿又は給与台帳の写しを提出する。

### 「選定方法」

選定委員会において申請書類及びヒアリングにより指定管理候補者を決定します。

### 「選定の基準」

- 1 施設の設置目的が達成できること。
- 2 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- 3 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理にかかる経費の縮減が図られること。
- 4 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有すること。
- 5 町民の声が反映される管理が行われること。
- 6 十分な安全対策を講じるとともに、別途協定する維持補修に対応できるものであること。
- 7 経理等、確実な事務処理ができること。

### 「提出方法」

- 1 提出期間 平成27年1月5日（月）から平成27年1月23日（金）まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く

- 提出期限以後の変更及び追加は認めない。
- 2 提出時間 午前9時から午後5時までの間とする。
- 3 提出場所 小竹町役場管財課 電話 09496-2-1215  
FAX 09496-2-1140
- 4 提出方法 提出場所へ直接持参。
- 5 費用負担 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。
- 6 提出部数 正本1部、副本9部とする。

## 「その他」

### 1 質疑

- ① 質疑がある場合は、質疑の内容を文書にまとめ、持参するかFAXで送信してください。
- ② 質疑受付期間 平成27年1月6日(火)から平成27年1月16日(金)までの午前9時から午後5時までとします。
- ③ 受付場所 小竹町役場管財課
- ④ 回答方法 回答は、平成27年1月21日(水)までにFAXにて回答します。  
※ 質疑内容が独自の提案に関わると本町において判断されるものについては、当該団体等のみ回答し、それ以外については、応募者全員に回答します。

### 2 選定結果

- ① 選定結果は、応募された法人及び団体に、平成27年2月6日(金)までに文書で選定結果を通知します。
- ② 指定管理者の指定  
平成27年3月(議会の議決後)
- ③ 協定の締結  
平成27年4月1日